

兵庫県公報

平成22年2月26日 金曜日 第2161号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（産業保安課）	1
告 示	
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	2
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	2
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	3
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○ 市営土地改良事業の施行認可協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定解除（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	9
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	12
正 誤	
○ 平成22年2月9日付け兵庫県公報第2156号中	13

公布された法令のあらまし

- 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第7号）
火薬類取締法施行規則の一部改正により、火薬類販売店等が銃砲所持の許可を受けた者からの委託を受けて、火薬庫外に実包等を貯蔵できることとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第7号

火薬類の取締りに関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
 第8条中「(1)から(4)まで」を「(1)から(7)まで」に改める。
 第9条中「(3)の(㊦)及び(4)」を「(6)の(㊦)及び(7)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第186号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

京都府舞鶴市、奈良県平群町

2 認可年月日

平成22年2月12日



兵庫県告示第187号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
まつお眼科	松尾 洋子	神戸市東灘区住吉宮町3-14-21	平成22年1月5日
調剤薬局 健康堂	久原 義正	同 市同 区青木6-6-16-103	平成20年6月16日
セコム医療システム株式会社 セコム神戸訪問看護ステーション	セコム医療システム株式会社 代表取締役 布施 達朗	同 市同 区住吉宮町6-14-14 坂本ビル4階	平成21年6月23日
ぱくペインクリニック	朴 基彦	同 市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル5F	平成22年1月1日
海岸通歯科	山下 大輔	同 市同 区脇浜海岸通2-2-3-3F	同 年2月1日
くすのき薬局	スマートブレイン・ヘルスケア株式会社 代表取締役社長 濱野 謙一	同 市同 区楠町5-4-16 ワコーレ大倉山フラッツ101	平成21年12月1日
そうごう薬局 HAT神戸店	総合メディカル株式会社 代表取締役 金納 健太郎	同 市同 区脇浜海岸通2-2-2	平成22年2月1日
エール薬局 中山手通店	株式会社 アイファーマシー 代表取締役 藤田 愛里	同 市同 区中山手通3-14-6	同
はな訪問看護ステーション	株式会社 華NCS 代表取締役 福田 陽子	同 市兵庫区石井町5-2-7 三村マンション1F	平成21年12月1日
ケアロード訪問看護ステーション	株式会社 Mコーポレーション 代表取締役 渡邊 恩珠	同 市垂水区城が山1-11-6-201	平成22年1月1日
ひより薬局	編塚 章史	姫路市白国2-32-1	同 年2月1日
医療法人社団 小林医院	医療法人社団 小林医院 理事長 小林 達郎	尼崎市東難波町5-2-5	同 年1月1日

山井歯科クリニック	山井 元錫	同 市大庄西町1-4-8	同 月10日
きららみらい薬局	株式会社 J. みらいメディカル 代表取締役 串田 ゆか	同 市稲葉元町2-18-20	同 月1日
訪問看護ステーションくいせ	尼崎医療生活協同組合 理事長 船越 正信	同 市今福1-1-28-108	平成21年12月19日
やすずみ眼科	安澄 衛一郎	明石市大久保町江井島915-2	平成22年1月5日
医療法人社団 山田産婦人科	医療法人社団 山田産婦人科 理事長 山田 聖	西宮市甲子園町6-13	平成21年7月1日
宮川歯科	宮川 徹也	同 市松風町4-15 風雅苦楽園101号	平成22年2月5日
訪問看護ステーションエール	前田 公子	同 市里中町2-2-9	同 年1月8日
アルカ下加茂薬局	株式会社 アルカ 代表取締役 中島 康伸	洲本市下加茂1-640-1	同 年2月1日
ハロー神谷薬局	神谷 秀和	豊岡市日高町岩中200	同 年1月1日
アイセイ薬局 豊岡店	株式会社 アイセイ薬局 代表取締役 岡村 幸彦	同 市千代田町9-5	同 年2月1日
そよかぜ薬局 加古川店	株式会社 owllly 代表取締役 大場 康弘	加古川市米田町平津392-58	同 年1月4日
にしむら歯科クリニック	医療法人社団 にしむら歯科 クリニック 理事長 西村 芳明	たつの市龍野町島田720-5	同 月1日
塙歯科医院	塙 佳倫	宝塚市清荒神1-11-3	同 月21日
医療法人社団 佳生会 介護老人保健施設 セン トクリストフェーズホーム	医療法人社団 佳生会 理事長 野木 佳男	三木市志染町細目字橋ヶ谷28-26	平成16年4月1日
さくらホームケアクリ ニック	医療法人社団 さくらホーム ケアクリニック 理事長 久保 雅弘	川西市平野3-18-27	平成22年1月1日
セブン薬局	株式会社 MoreMore 代表取締役 山本 修平	加西市北条町古坂7-22	同 月6日
但馬調剤薬局 八木店	但馬薬剤師会協同組合 理事長 竹中 廣次	養父市八鹿町八木75-2	平成21年12月1日
あしだメディカルクリ ニック	芦田 孔	丹波市柏原町母坪327-1	平成22年2月1日
平井歯科医院	平井 裕治	淡路市富島1185	同

兵 庫 県 告 示 第 188 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、宍粟市、赤穂郡及び佐用郡の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検 査 実 施 期 日	検 査 実 施 場 所
相生市	平成22年 6月22日(火)から同月30日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
宍粟市	平成22年 6月15日(火)から同年 7月23日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	
赤穂郡	平成22年 7月27日(火)から同月30日(金)までの期間で別に通知する期日	
佐用郡	平成22年 6月 1日(火)から同月10日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日	



兵庫県告示第189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市栄・木幡土地改良区	土地改良総合整備事業	栄地区	平成22年 2月26日から 同 年 3月18日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第190号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
三田市	基盤整備促進事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用排水)) 加茂水路改修工事	加茂地区	平成22年 2月26日から 同 年 3月18日まで	三田市役所



兵庫県告示第191号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	丹波市
5 発生年月日	平成22年 1月21日
6 その他参考となるべき事項	補体結合反応検査により発見



兵庫県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
姫路市夢前町古知之庄字林492、566、493・字牛谷761の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、761の2から761の13まで、761の15から761の20まで、761の52、761の54
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字林492、493、566、字牛谷761の2・761の3・761の12から761の14まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
姫路市飾東町清住字宮山下350の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
姫路市安富町栃原字垣内391、392、字口中山452の25、452の29、452の43、452の45から452の51まで、452の96、452の126から452の134まで、安富町皆河字湯ノ山1118の47、1118の64
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字垣内391・392・字口中山452の29・452の45・452の96・452の126・452の127（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第195号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
工場長 岩 崎 義 昭
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設
能	力	5 m ³ /時
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2週間
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続

使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	12~13
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	30,000 以下	30,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5 以下	5
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		1.9	2

備考 汚水等は焼却処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 2月26日から同年 3月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点、3級基準点の復旧測量）
- 2 作業期間
平成22年 2月12日から同年 3月 6日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園七番町、鳴尾町二丁目、枝川町及び苦楽園一番町



兵庫県告示第197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成21年 9月24日から同年11月20日まで
- 3 作業地域
尼崎市戸ノ内町地区



兵庫県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年2月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年2月26日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多賀相生線	赤穂郡上郡町大富字上市河原23から 同 郡同 町野桑字野桑田1009番1まで	旧	3.0から 15.0まで	479.0	
		新	5.0から 32.0まで	458.0	



兵庫県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年2月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年2月26日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 仁井黒谷線	淡路市斗ノ内字山田原2057番から 同 市斗ノ内字藪淵731番1まで	旧	3.0から 9.0まで	138.0	
		新	9.0から 31.0まで	144.0	



兵庫県告示第200号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民局長から報告があった。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 被処分者
 - 商号又は名称 株式会社リベロ
 - 代表者氏名 重 吉 衛
 - 事務所所在地 芦屋市大東町14-3
 - 免許番号 兵庫県知事(1)第203855号
 - 免許年月日 平成19年4月10日
- (2) 処分の内容
 - 平成22年3月1日から同月15日までの15日間の業務停止
- (3) 業務停止の範囲
 - 宅地建物取引業に関する一切の業務

- 2 (1) 被処分者
 - 商号又は名称 有限会社新工務店
 - 代表者氏名 大久保 肇
 - 事務所所在地 尼崎市富松町3-23-5
 - 免許番号 兵庫県知事(2)第203579号
 - 免許年月日 平成19年5月7日

- (2) 処分の内容
 - 平成22年3月1日から同年4月14日までの45日間の業務停止

- (3) 業務停止の範囲
 - 宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第201号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局長から報告があった。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 株式会社サンシ自動車
 - 代表者氏名 藤井利夫
 - 事務所所在地 明石市貴崎5-1-50
 - 免許番号 兵庫県知事(1)第11144号
 - 免許年月日 平成19年4月6日

- 2 処分の内容
 - 平成22年3月1日から同年4月14日までの45日間の業務停止

- 3 業務停止の範囲
 - 宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第202号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

	氏 名	住 所
理 事 長	日下部 節 雄	朝来市和田山町東谷360番地1
副理事長	絹 卷 久 雄	同 市同 町東谷28番地
同	山 中 正 夫	同 市同 町東谷280番地
理 事	阿 野 孝 好	同 市同 町平野157番地6
同	池 田 一 男	同 市同 町平野324番地1
同	石 田 誠	同 市同 町東谷15番地3
同	大 海 吉 次	同 市同 町東谷213番地91
同	日下部 義 伸	同 市同 町東谷226番地
同	豊 田 巖	同 市同 町東谷277番地1
同	茂 上 清 司	同 市同 町平野183番地



兵庫県告示第203号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、旭通4丁目地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称
旭通4丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成26年3月まで
- 3 施行地区
神戸市中央区旭通4丁目の一部
- 4 事務所の所在地
神戸市中央区琴ノ緒町5丁目5番2号
- 5 設立認可年月日
平成20年12月24日
- 6 変更認可年月日
平成22年2月12日



兵庫県告示第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成22年2月26日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21但豊位置 0002号	22.2.4	豊岡市日高町国分寺字佛生251番の一部、253番の一部	4.00	26.36



兵庫県告示第205号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成22年2月26日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21淡路位置 0006号	22.2.8	南あわじ市阿那賀字小磯1603番1の一部、字黒見1629番120の一部、1629番122の一部、1629番124の一部	6.75	48.74
			5.75	24.58

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年2月26日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日

有限会社 マルサン商事

高砂市伊保町中筋1256番地の1

平成22年 2月 1日

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マイカル明石

所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか

#### 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                 |
|-------------|---------|--------------------|
| 神鋼不動産株式会社   | 吉 田 達 樹 | 神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 野 中 隆 史 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号   |
| 株式会社マイカル    | 松 井 博 史 | 大阪府中央区久太郎町三丁目1番30号 |
| 上新電機株式会社    | 土 井 栄 次 | 大阪府浪速区日本橋西一丁目6番5号  |

#### 3 変更事項

##### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

45,088平方メートル

イ 変更後

44,217平方メートル

##### (2) 荷さばき施設の面積

ア 変更前

609.5平方メートル

イ 変更後

724.7平方メートル

##### (3) 廃棄物等の保管施設の容量

ア 変更前

1,528.2立方メートル

イ 変更後

1,543.2立方メートル

#### 4 変更年月日

平成22年10月3日

#### 5 届出年月日

平成22年 2月 2日

#### 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

##### (2) 縦覧期間

平成22年 2月26日から4月間

#### 7 意見書の提出期限及び提出先

##### (1) 提出期限

平成22年 6月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地               | 面積 (㎡)   | 地 目 |
|----------|---------------------|----------|-----|
| 1        | 神戸市垂水区南多聞台 6丁目 6番 1 | 4,735.04 | 宅 地 |
| 2        | 明石市大久保町山手台59番 4     | 2,430.55 | 宅 地 |
| 3        | 神戸市垂水区高丸 5丁目2246番73 | 2,448.06 | 宅 地 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通 4丁目18番 2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成22年2月26日（金）から同年3月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時  
物件番号1, 2, 3  
ア 場所  
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成22年3月19日（金）午前11時から
- 6 入札保証金
  - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 7 入札に関する条件
  - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課  
電話 (078) 341-7711 内線 4875

正 誤

○平成22年2月9日付け（兵庫県公報第2156号）

兵庫県選挙管理委員会告示第7号（平成21年7月5日執行の兵庫県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）中

| (ページ) | (行)  | (誤)     | (正)     |
|-------|------|---------|---------|
| 24    | 下から9 | 吉 田 昭一郎 | 吉 岡 昭一郎 |